

4 学生の評定等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規定は、「高知県立農業大学校運営要領」(以下「運営要領」という。)第2条及び第6条に基づき、高知県立農業大学校の履修科目(以下「科目」という。)の試験及び評定等について定める。

(授業及び欠課)

第2条 1時限を60分間とし、次の時間を授業時間とする。なお、授業の内容、形態により授業開始時間等を変更することがある。

(1) 午前 1時限目 9:00～10:00 2時限目 10:00～11:00 3時限目 11:00～12:00

(2) 午後 4時限目 13:00～14:00 5時限目 14:00～15:00 6時限目 15:00～16:00

2 欠席、遅刻、早退(以下「欠課」という。)をする場合は、速やかに「欠課届」(様式1)を提出しなければならない。なお、30分を超える遅刻、早退は欠席とみなす。

3 次の場合は「公欠」とし、出席を要しない。

(1) 就職、進学等にかかる各種受験並びに海外派遣研修にかかる受験及び事前研修

(2) 運転免許センターにおける自動車運転免許最終試験(学科試験)の受験(ただし、2回までとする。)

(3) 校長の承認を受けた会合等への出席

(4) 忌引 父母・配偶者・子(7日以内)、祖父母・兄弟姉妹(3日以内)、おじ・おば(1日以内)

(5) 祭日 父母・配偶者・子・祖父母・兄弟姉妹(1日以内)

(6) 婚姻 父母・子・兄弟姉妹(1日以内)

(7) 天災及び交通機関の事故等による登校困難

(8) 病気(厚生省指定の学校感染症)もしくは怪我等(病院の領収書等を提示すること。)

(9) その他、校長が特別に認めた場合

(評価、評定)

第3条 各科目の評価は試験結果、学習態度、出席状況等を総合して判定する。評価は整数を単位とし100点を満点とする。また、試験に関し不正行為を行った場合は、当該科目の評価は0点とする。

2 本校においての成績評価の指標はGPA(Grade Point Averageの略で、履修科目の成績を平均値化したもの)を採用する。各科目の評定を5段階(4.0、3.0、2.0、1.0、0)のグレードポイントに換算する。

合否区分	評価	評点	グレードポイント
合格	秀(A)	100点～90点	4.0
	優(B)	89点～80点	3.0
	良(C)	79点～70点	2.0
	可(D)	69点～60点	1.0
不合格	不可(F)	59点以下	0.0

※GPA(Grade Point Average)による成績評価の算出方法

GPA=(4×「秀」単位数+3×「優」単位数+2×「良」単位数+1×「可」単位数+0×「不可」単位数)÷総履修単位数

算出された数値が小数点以下2位未満の端数があるときは、四捨五入し、小数点第2位までを表記するものとする。

（「一般科目」の受験資格等）

第4条 科目のうち「先進農家等留学研修」「卒業論文」「専攻実習」以外の科目（以下、「一般科目」という。）について、欠席時限数が、出席すべき時限数（総授業時限数）の4分の1を超えたときは、当該科目の受験資格を失う。この場合、評価は0点とする。

2 遅刻又は早退は1回につき0.5時限の欠席とする。

3 「公欠」は出席とみなす。

（「一般科目」の再試験）

第5条 「一般科目」の試験を公欠により止むを得ず欠席した者は、願い出て（様式2）再試験を受けることができる。

（「一般科目」の追試験）

第6条 「一般科目」の評価が59点以下の者は、願い出て（様式2）追試験を受けることができる。

2 追試験の回数は1科目につき1回とする。

3 追試験は60点以上を合格とし、当該科目の評価は60点とする。59点以下は不合格とし、その点数をもって評価とする。

（「先進農家等留学研修」の評価等）

第7条 「先進農家等留学研修」の評価は、研修先評価、報告会評価、報告書評価を総合して判定する。

2 研修期間中に欠課がある場合は、第10条に定める「特別補講」を受けなければならない。「特別補講」が完了した場合に限り、単位の取得を認め、欠課はなかったものとみなす。

（「卒業論文」の評価等）

第8条 「卒業論文」の評価は、卒業論文審査会評価をもって判定する。

2 欠課がある場合は、第10条に定める「特別補講」を受けなければならない。「特別補講」が完了した場合に限り、単位の取得を認め、欠課はなかったものとみなす。

（「専攻実習」の評価等）

第9条 「専攻実習」の評価は、実習における技術・技能、学習態度等を総合して判定する。

2 欠課がある場合は、第10条に定める「特別補講」を受けなければならない。「特別補講」が完了した場合に限り、単位の取得を認め、欠課はなかったものとみなす。

（特別補講）

第10条 「特別補講」を行う時限数は、欠席時限数（公欠を除く。）を合計したものとし、遅刻又は早退は1回につき0.5時限の欠席とする。

2 「特別補講」は休校中または授業のない日に行うものとする。

3 「特別補講」の内容は、校長が別に定める。

（進級・卒業判定会議）

第11条 進級・卒業判定会議は、校長が主催する。

（学籍簿）

第12条 「専攻実習」以外の科目の評価の点数の平均点と、「専攻実習」の評価の点数を平均した点数を総合評価点とし、その点数の高い順に各学生に学年順位を付す。

2 学籍簿は各学生毎に作成し、各科目毎の評価、評定及び取得単位、総合評価点、学年順位、年間の授業日数及び欠席日数（総欠席時限数を6で除して得られた数値から小数点未満を切り

捨てた日数。なお公欠時限数は含まない。)などを記載するものとする。

(附則)

この規定は平成26年4月1日から適用する。

(平成27年4月1日一部改正)

(平成27年4月3日一部改正)

(平成27年5月1日一部改正)

(平成28年4月1日一部改正)

(平成29年4月1日一部改正)

(平成30年4月1日一部改正)

(令和4年4月1日一部改正)